

三平事務所通信 2014.9.1

まだまだ暑い日が続いていますので、体調管理には気を付けましょう。ですが、あちこちで鈴虫の合唱が聞こえるようになりました。秋は少しずつ近づいてきているのですね。

さて、今回は 「障害者雇用納付金制度の対象事業主の範囲拡大」についてご案内致します。

《「障害者雇用納付金制度」の対象事業主の範囲拡大》

平成 25 年 4 月に障害者の法定雇用率が 1.8%から 2.0%へ引き上げられるなど、障害者の雇用促進が図られている。「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、法定雇用率を定め、事業主は雇用する労働者数の一定割合以上の障害者を雇用しなければならないとしている。しかし、障害者を雇用することによって、作業施設や設備改善、特別な雇用管理が必要になることも多く、経済的負担を伴うことがある。

そこで、雇用義務を履行している企業とそうでない企業との経済的アンバランスを調整し、障害者の雇用促進と安定を図るため、「障害者雇用納付金制度」が設けられている。雇用している障害者数が法定雇用率の 2.0%を下回っている場合は、不足一人に対し月 5 万円の納付金の納付が必要になる。この納付金制度は現在、常用労働者数 200 人超の事業主が対象だが、平成 27 年 4 月からは 100 人超 200 人以下の事業主まで拡大されることになる。

さらにこれを財源として、法定雇用率を超えて雇用している場合には、超過一人当たり月 2 万 7 千円の調整金または 2 万 1 千円の報奨金が支給される。

平成 28 年 4 月からは、障害を理由とする差別禁止や職場における合理的配慮の提供が事業主に義務付けられる。また、平成 30 年 4 月から法定雇用率の算出の際に精神障害者の人数を分子に加えることが規定されたため、法定雇用率がさらに引き上がることが見込まれる。（現在は、身体障害者と知的障害者の人数を分子として算出している。）障害者雇用に関する法律や制度はこれから大きく変わっていく。企業における準備や受入れ体制の整備が必要となってくる。

《厚生年金保険料率が改定になります》

厚生年金保険料率は、将来の保険料の水準を固定した上で給付水準を調整する仕組み「保険料水準固定方式」が導入され、平成 29 年 9 月に 18.3%で固定されるまで、毎年段階的に引き上げられます。

平成 26 年 9 月分（10 月給与控除分）からの厚生年金保険料率は次の通り改定になります。

	一般の被保険者	坑内員・船員
平成 26 年 9 月分から	17.120%⇒ 17.474%	17.440%⇒ 17.688%

9 月分は算定基礎届による新標準報酬月額の影響月になります。あわせて、忘れないように注意しましょう！！